

# 総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期 日 令和4年12月16日(金) 開会11時30分  
閉会14時15分

2. 場 所 議場

## 3. 付議事件

- ①「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書(陳情第11号)
- ②二宮町個人情報保護法施行条例の制定について(町長提出議案第58号)
- ③二宮町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について(町長提出議案第59号)
- ④二宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第60号)
- ⑤二宮町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第61号)
- ⑥二宮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第63号)
- ⑦二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第65号)
- ⑧二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第66号)
- ⑨二宮町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第69号)
- ⑩職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第62号)
- ⑪職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第64号)
- ⑫職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第67号)
- ⑬二宮町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第68号)
- ⑭二宮町税条例の一部を改正する条例(町長提出議案第70号)

4. 出席者 小笠原委員長、渡辺副委員長、羽根委員、小林委員、浜井委員、善波委員、大沼委員、根岸議長

執行者側 ①都市部長、産業振興課長、商工観光班長  
②～⑬町長、副町長、総務部長、総務課長、庶務人事班長  
⑭町長、副町長、総務部長、戸籍税務課長、課税班長

傍聴議員 6名

一般傍聴者 0名

## ①「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書（陳情第11号）

委員長 ただいまより総務建設経済常任委員会を開会する。初日の本会議で付託された案件について審査する。初めに陳情審査を行う。「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書、令和4年陳情第11号を議題とする。本陳情については神奈川県労働組合総連合議長、住谷和典様より提出されてますけれども、本日の出席はありません。執行者側への委員からの参考質疑がありましたらどうぞ。

### <執行者側への参考質疑>

渡辺 2点です。町内で、最低賃金が守られているかどうか。町の責務ではないと思うが、何らかの方法で把握されているのか。町には公会計条例はないので、強制力はないと思うが、その点いかがか。

商工観光班長 町として最低賃金の履行を確認できる立場にはないが、商工会と確認して、そういった相談がないかというのは共有しているところで、今のところ耳には入ってきてない。

渡辺 最低賃金については、県なり国の仕事になってくると思う。例えば1500円を実現するとなると、特に個人事業主は厳しいかと思うが、そのことに対して町として何かをするということになれば、想定される策はあるのか。

商工観光班長 労働者側の賃金を上げることに伴って、事業者側に対してもある程度の支援を行っていかないといけない両側面があると思うので、もし賃金が大幅に上がるとなれば、国としての事業者支援の方もより手厚くなると思われるが、それは国・商工会、町と連携して情報周知を図りたいと思っている。

大沼 最低賃金ですが、首都圏の方では最低賃金で募集しているところなどないと言われるぐらい、最低賃金というのは本当にガイドラインであって、下限ではないというような状況になっている。その中で町の考えとして最低賃金の引き上げをした場合に町、行政全体、例えば人口だとか、そういう部分まで俯瞰的に考えたときに、最低賃金を上げていって、二宮で雇用を求めるような環境になると思うのかどうかを見解として聞きたい。

商工観光班長 神奈川県は全国平均に比べて高く、Aランクというところに位置している。川崎・横浜につられての金額というところで、西側のところについては、横浜と同じ最低賃金となるのはやはり厳しいところがあるという認識を持っている。一律横浜と足並みを揃えて上がってしまうと厳しい所があるんですが、上がることで雇用の創出というのは図られるのかなと考えている。

産業振興課長 二宮町の特性から考えると、大きな工場があるなどの従業員をたくさん抱えて

る企業というのではないので、基本的にはサービス業と小売業等が中心の町ということを見ると、最低賃金が上がったことによって人口が増加するとはなかなか考えづらいかというふうに考えている。現在プレミアム商品券等々で、経済の活性化を図っていて、ベッドタウンという意味で、何かしら最低賃金も含まれたところで、町としては貢献ができているのかというふうに考えている。

大沼 町内の事業者、全国展開してるような企業等もあるが、町内の中の募集関係、労働者の募集関係について最低賃金ではなく、それ以上の金額で募集をされているようなものというのは見られますか。

商工観光班長 最低賃金の履行も含めて、町として具体的に把握はしてないが、最低賃金によらない専門職の雇用については、より大きな額で雇用されているという状況はあると思っている。

大沼 町内でもより高い時給を求めてということになると、アルバイトであっても首都圏、横浜まで行かなくても、藤沢とかそういうところまでアルバイトに行っているというような形なのかと想像してる場所である。ベッドタウンというところの部分も考えると、非正規雇用者の勤め先というか、アルバイトに行かれている二宮町の方々がどういう就労、場所で行っているのかという情報は目にしたことはあるか。

商工観光班長 国勢調査等で、勤務地の把握はできていると思うが、今手元にはその情報持っていない。そういったところで客観的な数値というのは出ていると思っている。

休憩 11 時 38 分

(傍聴議員の質疑：野地)

再開 11 時 41 分

### <意見交換>

羽根 今回の陳情についてですが、最低賃金を上げるとやはり企業の方の経営圧迫ということ、私は考えてしまう。東京都の最低賃金は1072円。東京は全国1位だと思うが、神奈川県は東京並みの最低賃金になっている。働いている方のことを考えたいとは思いますが、例えば二宮の商店、パートで採用すると言っても、最低賃金が影響してくるということになると、町内全体を見渡したときには非常に厳しいという私は考えていて、現行通りの最低賃金で行った方が、今の段階ではいいというふうに考えておりますが、皆さんの意見はどうですか。

浜井 今回の羽根委員の話ですけれども、私も1人の事業者としていろいろな方と話してる中で、アルバイトだったり、パートだったりというのを使ってる事業者の声としては最低賃金が、毎年毎年上がっていくことに対して慎重な見方をしている、例えば加盟してる商工会等々でも、最低賃金を上げるかどうかという話が出るが、かなり多くの事業者からはそのまま横浜、川崎の方と同じレベルで上げられていくときついという声はかなり多くの方から、耳にしているというのが私の意見である。

大沼 最低賃金が上昇することは労働者にとってはありがたい、うれしい話になると

はと思いますが、今の経済状況です。物価高騰ということもあり、光熱費等々、半導体の不足から商品が届かなくて事業が取り組めなく、結局売りにできないというような、いろいろ難しい社会情勢の中という1つの背景がある。賃金を上昇させていくという大元のところは、事業所が収益を上げられるという環境づくりができていかなければ、少しでも右肩上がりになっていくような社会状況、経済状況をまず作っていかなければならないと思うところである。町内の中でも、確かにプレミアム商品券等で商店の方々はどうにか売上げを下げずに、維持をしているというような情勢。社会不安、経済不安が取り払われて、右肩上りに成長していくような環境の中で、労働者の賃金も上がるという道筋をたどっていきたいというのが私の意見である。

渡辺 日本だけが先進国の中で、実質賃金が下がってる状況ですから、抜本的には賃金を上げていかないと経済の歯車が回らないと考えている。中小、個人事業者は、経営圧迫して首が回らなくなる状況も生まれるでしょうから、ここにはそのことは求めてないけれども、そのこともセットにして実現されると思うので、最低賃金は上げていく。この事は求めていけばいいと思う。それを実行する段階で、どういふふうにより事業者の支援をやっていくかというこれも、国の仕事だと感じているので、そういう意味で経済が回らない回らないって言って実際にまわしてこなかったわけですから、これは行って損することなど1つもないと思っている。

## <討論>

委員長 これより討論に入る。

羽根 私は陳情第11号に不採択の立場で討論をさせていただく。企業の状況を見たときに、やはり最低賃金が上がっていくことが経営圧迫にも繋がりがねない。働く方の生活を守っていきたくて考えるが、今は難しいかというふうに思っているので、不採択の立場でいきたくて思う。

渡辺 私は採択の立場で討論する。まず現在の最低賃金のレベルをどう考えるかですけれども、陳情者もここで書いているように最低賃金のレベルでも、年間200万ちょっとというレベルで、まだ低いものだとして認識している。景気が良くなれないのは、実質賃金がずっと日本で下がってきているということ。この状況を打開しないと経済そのものが立ち行かなくなってしまう。最低賃金上げていくというのを起爆剤にして経済の歯車をまわしていくことで、事業者に対してそれを支える施策は別に出していくべきだと思う。この陳情の趣旨は最低賃金の改善と中小企業支援、両方を組み合わせると書いているので、私は進めるべきだと思う。

大沼 陳情第11号に不採択の立場で討論をする。現在の世界情勢、物価高騰や資材の不足、コロナの関係も含めて、日本国内の物価状況、経済環境というものはかなり不安定な状態になっていると考えている。確かに労働者の賃金が上がれば、喜ばれる方は多くいるとは思いますが、労働者賃金が上がることと、セットで物価の上昇もさらに上がっていくということ、両方が連動して上がっていくような環境になる。それが幸福になるのかという疑問があるところである。現在の日本の情勢を考えたときには企業の成長、GDPの成長等を進めていく中で、右肩上がりになっていく。そ

の環境の中でこそ、賃金の上昇というのはふさわしいと考えているので、陳情は不採択とさせていただきたいと思う。その一方で同一労働同一賃金ではないが、賃金の格差みたいなものも、しっかりと考えていかなければならないことはつけ添えておきたいと思う。

### <採決>

委員長 陳情第11号を採決する。陳情第11号を、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手少数)

委員長 挙手少数である。よって陳情第11号は、不採択と決定した。以上で陳情の審議を終結する。

---

### ②二宮町個人情報保護法施行条例の制定について（町長提出議案第 58 号）

### ③二宮町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について（町長提出議案第 59 号）

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りいたします。二宮町個人情報保護法施行条例の制定について、町長提出議案第 58 号、二宮町情報公開個人情報保護審査会条例の制定について、町長提出議案第 59 号を一括議題といたしたいと思いますがこれに異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 異議なしと認める。よって一括議題とする。執行者側から補足説明等はすでに配付の通りです。これより質疑を行う。

### <質疑>

渡辺 それでは何点かお伺いする。まず 58 号議案である。町の個人情報保護条例があったと思うが、これを廃止しなければならない理由。それと個人情報保護上、個人情報保護条例とせずに、施行条例という形をとられた。それはなぜかということを確認をさせていただきたい。それから匿名加工情報についてですが、特にこの施行条例という形では出てこないけれども、これが国の方の個人情報の保護に関する法律の方に含まれているのかも確認をさせていただく。それから 59 号について、これまでの審査会とどういところが違ってきているか、それから前は規則か何かだったと思うが、今度は条例の方に格上げになる。その理由についても聞かせて欲しい。

庶務人事班長 まず 1 点目の現行の町条例の廃止の理由である。このたび個人情報保護法が変わり、今まで町とか地方自治体は、個人情報保護法の適用は受けていなかった。今回の法改正によって国・民間・地方自治体も合わせて、個人情報保護法に含まれる形となった。基本的に地方自治体においては、まず法律の

方に今まで町で規定をしていたような条例の内容が包含されているので、基本的には法に基づいて個人情報の運用はする。法律の中で委任とされている部分に関しては、町の条例で制定をする必要があるので、個人情報保護法に準じた施行条例という形で、整理をして載せた。匿名加工情報の関係ですが、確かに個人情報保護法の方には行政機関等匿名加工情報という部分の規定はあるが、その作成に関しては都道府県と、政令指定都市が作成の義務は課されて、それ以外の団体に関しては任意とされている。それに伴い二宮町においては、匿名加工情報の取り扱いは行わないということとしたので、今回のこの条例には含めていない状態である。審査会条例の関係ですけれども、現行においては、審査会の運用・組織に関しては、情報公開条例ですとか、個人情報保護条例においてそれぞれ規定をしていましたけれども、基本的に法の基準、それぞれ別の組織となりますが、個人情報と情報公開を一括して取りまとめて審議機関を置くということが合理的でしたので、そのような整理をしましたけれども、同じ組織体というところで整理をしたいというところで、今回個別に情報公開、個人情報保護審査会条例というものを、独立させて制定をしたというところである。

総務課長

今まで審査会関係は規則の中等で制定してきましたけれども、今回合わせて、条例に基づいて条例化するものについての審査会ということで、2つを合わせて条例にしたということで、別に格上げという意味合いを持つてるという意味ではないが、条例で制定するべきであろうということで今回は条例化しているという状況です。

渡辺

1つはほぼほぼ、国の法律に準じるような形で運用するということだったが、二宮町として保護条例を決めるというのと施行規則にするというのが、意味合いが違うんじゃないかと思うが、他の自治体では個人情報保護条例として、自治体独自でやってるケースと、二宮のように施行条例という形にしてしまってるケースと、もし周りの状況でご存知なことがあれば、教えて欲しいと思う。匿名加工情報については、これは政令指定都市と都道府県、これは必ず必要ということだが、他は任意という扱いについて、二宮町でも条件がそろえば匿名加工情報については扱うことができる、もしくは作ることができるか解しているのか。特に施行条例でそれに触れていないから、現時点では作ることもさわることもできないのか。そこのところだけ確認をさせて欲しい。審査会との違いだが、実質的に今審査会はある。内容的にほとんど変わっていない。そういう理解で良いか。仕組みとかメンバーとか、そこを確認させてください。

庶務人事班長

まず1点目の施行条例で定めている自治体もあれば、個人情報保護条例としている自治体もあるということだが、確かにいろいろな自治体、我々も調べたけれども、どちらかの条例名で定まっているような形になっている。中身としては、基本的には法を受けての条例となっているので、条例の体系というか、そういったところに大きな違いはないかと感じている。2点目の匿名加工情報の条件があれば町もということだが、二宮町では現状考えていない。仮に匿名加工情報の作成を実施するというのであれば、これは条例化が必要になってくるので、そういった場合には改めて議会の方に提案を出させていただくという形になる。3点目の審査会の中身についてだが、現行の委員や、審査の内容

等々に関しては、大きな変更等はない。

渡辺           もう1点確認をするが、昨日議会の個人情報保護条例について審議がされて、こちらの原案の方には匿名加工情報というのをうたっている。逆に言えば、議会の方が匿名加工情報について取り扱いを決めているけれども、町の行政としては特にこれについて規定を設けていない。議会の方が匿名加工情報を扱おうと思えば、すぐに扱える状況ではあるけれども、町の方でそれを扱う場合には改めて条例を見直す必要があると。そういうことで理解していいか。その点だけ重要なので確認をさせて欲しい。

総務課長       議会の条例がというのはとりあえず置いといて、今回の町が上程している条例では匿名加工情報は扱えません。扱いませんというのが正しい理解でよいかと思う。もし扱うのであれば条例改正をして、匿名加工情報の取り扱いを条項として入れなければいけないということなので、今の時点でこの条例が可決されて匿名加工情報を取り扱うことはできない。

大沼           59号の関係で先ほど、規定から条例へ格上げみたいな話があったが、そこら辺の認識についてですけれども、今まで個人情報の取り扱いというところについて、数年やられてきたのである程度取り扱いについて成熟している部分もあるから、今回条例化ということで切り換えをしているのかということが1つ。匿名加工情報の規定がないという中で、国とか県から町に対して、二宮町の町民の情報を求められるということはあるのか。そういう可能性というかそういうものがあるのかということを知りたい。

庶務人事班長   1点目の審議会の条例化ということである。審議会自体は現状の個人情報保護条例とか、情報公開の条例の方にも審査会の位置付けは設けている。ただその運用というか、体系的なものを規則の方に委任をしているのが現状。今回はこの法改正に応じた個人情報保護条例の改正とあわせて、独立した条例化、別立てで審査会条例というものを立てて整理を行ったということである。2点目の、匿名加工情報が国や県からの要請があった場合は作成するのかということだが、現時点においては今回の条例に関しては匿名加工情報の規律は設けておりませんので、作成することはできない。仮にそういった話があれば、本当にそれが必要なものであるようであれば条例改正をして位置付けをしていく必要があるのかなという。これは現時点での感覚にはなってしまうが、そのような形になるのではないかと考えている。

大沼           個人情報の保護について、1つには守るというところの観点があると思うが、情報として取り扱うにあたって、しかるべき理由とか正当性があれば逆に出すということも、この中には含まれているわけです。例えば匿名加工情報っていうものを、国・県がそういうもので出すような依頼をかけたときに、二宮町ではそれがなくなると、通常の個人情報として提出をして、国・県なり扱ってる側の方で匿名加工情報に変更することはできない。後からっていうのは、国・県から、二宮町の中の情報について、情報開示して欲しいというふうな依頼とかが過去にあるのか。これからそういうことがあるのかっていうことを教えて欲しい。

総務課長

町が持つ個人情報を、国・県から出してくれと言われて出すということはありません。ただし別の法律の中で、利用が可能になっているものはいくつかあるので、そういった情報提供というものはあるが、町が持つ個人情報を、国・県から依頼があったからといって出すというものではない。そこは保護される部分なので、町として判断をしていくし、法律の中でもそういったことで保護されている。ただ別の法律で個人情報として、利用が可能になっているものというのでも幾つもありますので、そういったものは提供する可能性はあると思う。匿名加工情報の話ですと、あくまで匿名加工情報は、例えば神奈川県が匿名加工情報として何かこう出そうとした時は、神奈川県が持っている情報を匿名、いわゆる加工して出すということなので、二宮町の情報を加工して県に渡すということも、基本的にはありえないと思ってください。仮にですが、匿名加工情報を条例改正をして入れるとなれば二宮町が持っているものを出す。加工して出すというような状況になろうかと思う。

休憩 13 時 18 分

(傍聴議員の質疑：野地、古谷)

再開 13 時 23 分

### < 討論 >

委員長

これより討論に入る。

渡辺

私は議案第 58 号・59 号ともに、賛成の立場で討論する。国の法律が変わる中でも、個人情報の保護については必要かと思う。問題になっていたのは、匿名加工情報の扱いである。これについては、他の情報とは一線を画して、本人の知らないところで動いていく可能性があるということで、自分に関わる情報を自分で管理するという権利が非常に重要だと考えているので、この点が町の方でも考えられて扱えないという判断をされているということの評価する。保護法施行条例という形については、町としての主体性がどうなのか。私としては町が主体的に、町の個人情報保護条例としていけばよかったかと思っている。

### < 採決 >

委員長

議案第58号を採決する。議案第58号を、原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

委員長

挙手全員であります。よって、議案第58号は可決されました。次に議案第59号を採決する。議案第59号を、原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

委員長

挙手全員であります。よって、議案第59号は可決されました。以上で議案第58



号、第59号の審査を終了する。

- 
- ④二宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 60 号）
  - ⑤二宮町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 61 号）
  - ⑥二宮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 63 号）
  - ⑦二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 65 号）
  - ⑧二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 66 号）
  - ⑨二宮町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 69 号）

委員長

お諮りいたします。二宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例町長提出議案第 60 号、二宮町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例町長提出議案第 61 号、二宮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例町長提出議案第 63 号、二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例町長提出議案第 65 号、二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例町長提出議案第 66 号、二宮町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例町長提出議案第 69 号を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

委員長

異議なしと認めます。よって一括議題とします。執行者側から補足説明等はすでに配付の通りです。これより質疑を行います。

### <質疑>

渡辺

61 号についてです。公益的法人等となっていますけれども、実際に想定される派遣先、現在ある派遣先について教えてください。63 号についてです。63 号の方は、これが一番軸になるところかと読んでいます。今後、人事ローテーションとか定年延長になった時に、人事ローテーション等はどういうふうになっていくのか。定年延長を希望しない場合もあるのではないかと思っているが、そういった場合の退職金等処遇に関して、どういう扱いになるのか。実際にこれまで早期退職とかそういう扱いもあったと思うが、その辺についてはどういう扱いになっていくのか教えて欲しい。66 号についてです。66 号は育児休業等について、取れない要件を定めているのか。取れない要件が、広がっているように読めてしまうが、そういうふうになっているのかどうか。特に定年前短時間勤務職員とか、管理監督職を務める職員にとっては、取りにくい条件になるのかと思うので具体的に教えていただきたいと思う。それから 69 号です。これは内容的には今の規定と変わらないのかと思ったが、変わらないならどうして変えるのかとい

うところを教えてください。

庶務人事班長 派遣できる公益的法人というところでは、現状の町の規定においては、町の社会福祉協議会と、神奈川県町村会、神奈川県市町村振興協会に派遣できる規定になってますので、そちらに派遣する場合定年前の再任用職員の方も、派遣ができるというような規定に変えるものです。定年延長の関係の人事ローテーションというところで、答えになるかどうか定かではないが、基本的に管理監督職職だった職員は、副主幹級に後任というような形になる。管理監督職の上限年齢を定めてる理由というところも、基本的には高齢期の職員の方の力を最大限活用するというようなところが主眼に置かれているので、そういった年齢の方の能力がいかんなく発揮できるところへ、配置をするような形になっていくものと思っている。定年延長を希望しない方ですが、定年延長を希望しない方については、定年延長された年より先に退職するっていうところですが、そういった場合も、退職金の関係だとは思うが、基本的に60歳の時点のピーク時特例が適用されるだろうと考えている。退職金に関しては退職手当組合の方で条例を持っていますので、そちらの条件にはよってくるかとは思いますが、国家公務員と同様な形で考えていると感じている。そして育休のとれない要件です。育休が取れないというところで、2条のところになるが、管理監督職が延長された職員ですとか、あとは職員の部分休の題材として引用した任期付の職員、そういった方を、新たに育休をすることができない職員として加えている。それと定年前の再任用短時間勤務の方も取れないというような部分なんですけど、そもそも勤務時間が短い方なので、従前通り適用除外ということで考えさせていただいている。最後の旅費の、職員の定義の部分である。特別職に加えて、二宮町職員の定数条例に規定する職員ということで位置付けてはいるが、定数条例に定める職員というのは、常勤職のみに限定されてしまうので、今回の制度改革によってできる定年前再任用短時間勤務は、これに含まれないことになってしまう。そういったことを踏まえ、一般職の定義を地方公務員法に定める一般職というところに焦点を当てて、定年前再任用の方もそこに含まれるような規定に改めるものである。

渡辺 最後の69号議案に関しては今度定年延長になる方も必要があれば、旅費が支給されるようにするということですね。わかりました。実際の派遣先。社協と町村会、振興協会の3つ挙げられましたけれど、それは条例とか規則でこういうふうになってるのか。勝手にはふやせないということで、ふやしていくとかそういう場が広がる場合には、これは条例のレベルなのでしょうか。それとも規則のレベルで広げていくことができるのか、その辺も教えて欲しい。それから、定年延長を希望したい場合、ピーク時特例ということがあったんですが、計算した時に一番多いところで計算するというような理解でいいのか。あと66号、定年前短期間勤務の職員ですけれども、もともと勤務時間が短いということで、この育児休業の対象には当たらないということは、他の短時間勤務の方もこれに当たっていないという、そういう理解でいいか。そこそこ高齢の方が多いと思うが、状況を見ると最近は里親になるとかそういうこともあるので。年齢だけでは解決できないのかなということもあるので、以上よろしく申し上げます。

庶務人事班長 1点目の派遣先の関係です。どこに規定されてるかというところだが、条例の施

行規則のところには派遣先というものが規定されている。先ほど3ヶ所ほど派遣先を挙げたが、派遣先が増えるようであれば規則を改定してふやしていくというような形になる。2点目の退職金のピーク時特例のところ。一番高いところというわけではないのですが、定年延長をして給料が下がった段階の金額ではなく、下がる前の金額のところ、計算をするような仕組みになるということです。部分休こちらに関しては短時間をしている方、再任用の短時間の方に関しても、この規定は適用されていない状況となっている。

渡辺

63号に関して、年金については共済年金に皆さん入っている。60歳になってからの扱いがどうなるのかと。それから退職金も結局算定基準が60歳の時に最高になるとして、それに何らかの係数をかけると理解しているが、その係数の部分というのは、さらに勤続年数をまた加味するのか、それとも一旦決まったら決まってしまうのか、そこも確認をさせて欲しい。今後定年延長に関して、どれぐらいの職員が定年延長に関わってくるのかという、そこもわかっているならば、想定があると思うので教えてください。

総務課長

まず、年金の話ですけれども情報がまだ、確定的なものがないので確定的な部分は言えないということでご容赦願えればと思う。退職金に関して退職手当組合の方が条例を持っていますので、そこで決まってくるものなので確定的なものではないが、年数は加味されるというふうに事前情報では来ている。ある程度年数勤務すると上限にいくので、それ以上のプラスはないということで、勤続年数が比較的短い方はその7割という部分でのプラスはあるというふうに、事前情報としては伺っているという状態です。

庶務人事班長

定年延長の部分です。定年の前の経過措置の期間中に該当する職員というような質問でよいか。定年延長の経過期間にあたる職員というのは合計で11名。11名が定年の経過措置の間に入ってくる職員数です。

(傍聴議員の質疑：なし)

## <討論>

なし

## <採決>

委員長

議案第60号を採決いたします。議案第60号を、原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長

挙手全員である。よって、議案第60号は可決されました。次に議案第61号を採決いたします。議案第61号を、原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員である。よって、議案第61号は可決されました。次に議案第63号を採決いたします。議案第63号を、原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員である。よって、議案第63号は可決されました。次に議案第65号を採決いたします。議案第65号を、原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員である。よって、議案第65号は可決されました。次に議案第66号を採決いたします。議案第66号を、原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員である。よって、議案第66号は可決されました。次に議案第69号を採決いたします。議案第69号を、原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員である。よって、議案第69号は可決されました。以上で議案第60号、第61号、第63号、第65号、第66号、69号の審査を終了する。

---

**⑩職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 62 号）**

**⑪職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 64 号）**

**⑫職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 67 号）**

**⑬二宮町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 68 号）**

委員長 お諮りいたします。職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例町長提出議案第 62 号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例町長提出議案第 64 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例町長提出議案第 67 号、二宮町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例町長提出議案第 68 号を

一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 異議なしと認めます。よって一括議題といたします。執行者側から補足説明等はすでに配付の通りです。これより質疑を行います。

### <質疑>

渡辺 62号についてお伺いする。分限の対象になるのはどういうところを対象にされてるのか、それを確認したいと思う。それから64号です。ここも改正の目的が分かりかねたので、文言も少し分かりにくいところがあったので、説明をお願いする。それから67号です。基本的には60歳を超える場合にはもう昇給なしという理解でいいのか。定年延長になった時点で、その方が何等級何号給にいたにせよ、とにかく70%ということになっていくのか。その辺について確認をさせてください。それから68号現業職員の部分です。これも背景の改正が分からなかったので、実質の変更がどういう変更になっていくのか、そのことを確認させてください。

庶務人事班長 まず分限の関係です。今回定年延長になり7割に、給料が下がるというところで、7割になる部分がいわゆる降級という扱いになってくる。降級に関しては、地方公務員法にあるが、27条第2項の規定により、降給をする場合には分限として条例に定める必要があるので、今回規定をしている。2点目の懲戒の続きの部分です。こちらに関しては、仮に減給の懲戒処分を受けている方が、その処分の期間中に定年延長を迎えて、給料が7割になったとする。そうすると7割になった給料の10分の1を減額しますよという規定をここで設けている。3点目の60歳を超えたら昇給をしないのかというところですが、60歳を超えた場合は昇給停止とする。定年延長したらすべての職員が7割支給になるのかというところですが、お見込みの通りです。すべての職員が60歳を超えたら7割に降級する。現業職の部分ですけれども、現行の条例で給与の種類というところで、2条の部分で定めてますけれども、現状の規定ですと常勤職のみが対象となっている。今回定年前再任用短時間勤務職員が、現業職となった場合には規定が変わってくるので、常勤職と短時間勤務の職に支給される給料と手当を、分離をしたというようなイメージです。

渡辺 62号について確認をさせてください。7割になるというのが降級ということになって、それは1つの分限の範疇に含まれるというそれを決まりに入れると、そういう理解でいいのか確認させてください。64号はわかりました。67号についてだが、一律7割になるということですけど、副主幹級の仕事ということで管理職は外れるけれども、ある意味会計年度任用職員の給与の話の時も、この仕事はどういうふうに評価するかとかそういう話をしていたが、管理職ではなくても仕事の持つる重みとか、そういうものが違うのではないかと思うがそれでも7割にするのか。それから7割にしたときに、副主幹から外れる人とかそういう人も出てこないのかなという。下がり過ぎる人が出てこないかということですよ。それでも一律7割ってということなのか。そこを仕事によって、その時の給料というか、そこを当てはめるのがいいので

はないかと思うが、いかがか。現業職員については、定年前の再任用短時間勤務職員が加わってくるということでそこに対しても、手当が発生する。その規定をしたということですね。

庶務人事班長　　まず一定の7割は分限で良いのかという部分だが、7割による降給ですので、こちらは分限に該当する。2点目の副主幹級に下がった時にどのような仕事をさせるのか。それでも7割なのかという質問ですが、基本的に副主幹級の職員というのは困難な職務を行うという部分で規定がある。いわゆる班長級というわけではないが、班長級並みの仕事をしてもらうというような形を想定している。ただ給料に関しては、一律7割というのは国家公務員もそうだが、公務員の給与制度として7割というものがあるので、これに対する優遇措置とか特例措置等というのは想定してない。下がりすぎるところですが、基本的に部長職・課長職であれば副主幹級に下がるというところで、その下がった先の給料が該当する給料表の7割という形にはなるけれども、給与決定に基づく額から下がるというような形ですので、決して下がりすぎることではないと考えている。

渡辺　　手元に給与表がないので、具体的に幾らと言えないが、もう一度査定をし直すとかして何級何号俸、その査定をし直す方が、合理性があるのではないかと思ったので、そういうやり方は検討したのか。

庶務人事班長　　降任後の給料の関係だが、基本的に降任となると直近下位へと数字をスライドさせていくような形になる。例えば6級の部長職が仮の数字を申し上げますけれども、現在44万円の月額給料だったとします。44万円から4級に下がるので、4級に44万円という数字があればそこにスライドはする。現状において4級の最高号給は40万には達していないので、いわゆる4号給の最高号給にスライドをされる見込みです。

総務課長　　今の話に補足をすると、44万が40万に満たない級に移動する。その4万円をどうするのかというと、そこは7割にした時の計算で調整額というのが入るので、そこは7割が確保されてくる。要は40万円になって7割になる。そこで調整額として44万円に対しての7割が幾らだったかということで計算されるので、やはり最初の話に戻って、44万円だった給料は7割の支給になるということで思っていたければよいかと思う。級に関しては部長職ですと6級何号という給与だが、4級の今の部長職で言えばほぼ最高号給に該当するのではないかと思う。直近下位としてはそうなるのではないかというふうに想像はしている。

(傍聴議員の質疑：なし)

## <討論>

なし

## <採決>

委員長　　議案第62号を採決いたします。議案第62号を、原案の通り可決することに賛成

の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員である。よって、議案第62号は可決されました。次に議案第64号を採決いたします。議案第64号を、原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員である。よって、議案第64号は可決されました。次に議案第67号を採決いたします。議案第67号を、原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員である。よって、議案第67号は可決されました。次に議案第68号を採決いたします。議案第68号を、原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員である。よって、議案第68号は可決されました。以上で議案第62号、第64号、第67号、第68号の審査を終了する。

---

#### ⑭二宮町税条例の一部を改正する条例（町長提出議案第70号）

委員長 二宮町税条例の一部を改正する条例町長提出議案第70号を議題とする。執行者側から補足説明等はすでに配付の通りです。これより質疑を行います。

##### <質疑>

渡辺 該当する施設ですが、町内に具体的にこの施設はあるのか。該当する施設。

課税班長 町内に該当施設自体は所在するものはありますが、本特例の適用対象となっている施設はありません。

渡辺 法律の方も参酌基準は変わってますけれど、変えなくても法で決めた範囲に収まってますよね。だから変えなくてもよかったと思うが、これは参酌基準に合わせるという考え方で変えようということなのか、確認させてください。

課税班長 この度特例の適用対象が、新たに下水道が整備されたことにより、除害施設の設置義務が生じるものが取得するものと限定されました。二宮町内における下水道の供用開始は大部分で完了していること。そのため新規の整備箇所というの

は限られること。現行の税条例においても、参酌割合である4分の3を採用していることから、現行と同様に地方税法に則った形で参酌割合を5分の4とするもの。

大沼                   この条例改正に通じるのかわからないが、先日自分の事業所に固定資産税の通知が来た。その中に設備というものが記載されていた。過去そういうものは通知されたことがなかったが、そういうものが変更されているところはあるのか。

課税班長           大沼委員の通知は償却資産の申告書だと思う。償却資産の申告書に関しては、毎年1月1日時点で事業用の資産を所有している事業者、個人事業主も含めて対象資産を申告していただく義務がある。取り扱いを変更したということはない。対象資産をお持ちであろう事業者、過去に申告をしている事業者にあてて送付しているものです。

大沼                   この条例改正の中にもそういうものは含まれたりするか。

課税班長           今回の条例改正に関するものも、対象の資産として申告をいただく、設置している事業者があれば、申告をしていただくことになる。

(傍聴議員の質疑：なし)

## <討論>

なし

## <採決>

委員長           議案第70号を採決いたします。議案第70号を、原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長           挙手全員である。よって、議案第70号は可決されました。以上で議案第70号の審査を終了する。これをもちまして本委員会に付託された案件の審査を終了する。お疲れ様でした。